

「港湾労働法施行規則第二十三条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習を定める件案（仮称）」概要について

## 1. 制定の趣旨

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 27 年 9 月 11 日成立。以下「改正法」という。）が平成 27 年 9 月 30 日より施行されることになる。
- 改正法により、港湾労働者派遣事業における派遣元責任者の要件として、派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足る能力を有する者として厚生労働省令で定める基準に適合するものに限定されることに伴い、港湾労働法施行規則（昭和 63 年労働省令第 35 号。以下「港労則」という。）の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和 61 年労働省令第 20 号。以下「派遣則」という。）に厚生労働大臣が定める講習を受講している旨の基準を設ける予定である。
- このため、当該厚生労働大臣が定める講習を定める必要がある。

## 2. 概要

- 上記の厚生労働大臣が定める講習は、港湾労働法（昭和 63 年法律第 40 号）第 31 条第 1 項の規定に基づき港湾労働者雇用安定センターが行うこととされている同項第 4 号に規定する派遣元責任者に対する研修とする。

## 3. 根拠法令

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令案による改正後の港労則第 23 条第 2 項により読み替えて適用される派遣則第 29 条の 2

## 4. 適用期日

平成 27 年 9 月 30 日（予定）